



愛媛労発基 0702 第 3 号
令和 8 年 7 月 2 日

愛媛地方最低賃金審議会
会長 森本 明宏 殿

愛媛労働局長
丹羽 啓達

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、愛媛県最低賃金（昭和 55 年愛媛労働基準局最低賃金公示第 5 号）の改正決定について、貴会の調査審議を求める。

参考

愛媛県最低賃金

| 件名 | 最低賃金額 | 除外賃金 | 効力発生日 (公示年月日) | 適用使用者数 適用労働者数 |
|---------|-----------|-----------------------|--------------------------|---------------------|
| 愛媛県最低賃金 | 1時間1,033円 | 精皆勤手当 通勤手当 家族手当 | 令和7年12月1日 (令和7年9月29日) | 42,137人 496,200人 |